

第 3 節 地球環境分野



施策 20：ごみの発生抑制と減量の推進

取組み項目①	ごみの発生抑制と減量の推進
(1)「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの発生抑制と資源の有効利用、ごみの減量について、市民や事業者の行動につなげるために必要な普及啓発や支援を行う。(資源循環推進課)	
令和4年度の取組み内容	
ダンボールコンポストの使い方相談会(サロン)を開催し、家庭から出る生ごみを堆肥化する生ごみ自家処理の支援を行った。また、市民の生ごみ処理への興味・関心を把握するため、ダンボールコンポストのモニター募集、アンケートを行った。事業系ごみは、引き続き東京都環境局資源循環推進部と連携した大規模事業所への立ち入調査等を実施し、一般廃棄物と産業廃棄物の資源化の協力依頼と減量啓発を行った。	
令和4年度の取組み内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】相談会を通じて生ごみ減量に関心を持って取組む市民を増やすことができた。また、モニターアンケート結果より、ダンボールコンポスト等を知らない市民においても、生ごみ処理に潜在的な興味・関心があることが分かった。事業系ごみについては、東京都環境局資源循環推進部と連携した立入検査により、一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理の指導・協力依頼や、排出事業者により一層の資源化について意識の啓発を行った。様々な取組により、一般廃棄物処理基本計画に掲げる「ごみ減量目標」を上回る15.2%の削減となった。	
今後の課題	
生ごみ処理機器等認知度を更に高める必要性があり、補助金制度の周知を図りつつ更なる取組拡大に向けて啓発活動を行う。特に、潜在的に生ごみ処理に関心がある市民へ、いかに啓発を行うかが重要となってくる。事業系ごみについては、引き続き多摩清掃工場での搬入物検査と排出事業者への訪問指導などを実施し、適正排出と資源化の取組みを推進する必要がある。今後のごみ減量・資源化施策全体について、後期「多摩市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ減量・資源化に総合的に取組を行う。	

取組み項目②	エコショップ・スーパーエコショップの推進
(1) 環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる小売店舗をエコショップやスーパーエコショップとして認定するとともに、普及啓発を推進する。(資源循環推進課)	
令和4年度の取組み内容	
令和5年度のエコショップ認定店の更新に向け制度を見直した。これまでは店舗区分Aに「スーパーマーケット」と「大型専門店」、店舗区分Bに「コンビニエンスストア」と「ドラッグストア」といった様に、形態が異なる店舗が同一区分となっていた。また、各店舗のエコショップランク評価は、認定調査書を用いて行うが、店舗区分と評価の内容が合っていない等、評価方法に課題があることが分かった。そのため、各店舗の形態にあった評価を実施し、より多くの店舗から「エコショップ認定制度」に申請していただくべく、今年度は店舗区分AとBについて、店舗区分と認定調査書を見直した。(店舗区分Aはスーパーマーケット、Bはコンビニエンスストアとした)認定店舗数については、区分A,B,C(その他の小売店舗)いずれも更新年度ではなかったが、閉業により認定店舗が4店舗減り62店舗となった。また、特に評価の高い「スーパーエコショップ」は23店舗と1店舗減少した。	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】店舗区分、認定調査書の更新を行い、各店舗に合った制度へ見直すことができたため。	
今後の課題	
制度の趣旨を広く理解してもらい各事業者が積極的に制度申請してもらえるように啓発を行うとともに、認定調査書の評価項目は今後も適宜改正を行うなど取組み自体について検討を行う必要がある。	



エコショップ認定制度について

以下に示した認定基準で各店舗の取組項目を評価し、その評価点数の合計でエコショップのランク付け(「スーパーエコショップ」・「エコショップⅠ」・「エコショップⅡ」・「一般店舗」の4段階)を行い、積極的かつ先駆的にごみ減量活動に取り組んでいる店舗を公正に評価しています。また、ランクに対応するようにごみ有料指定袋の販売手数料率を段階的に設定(12%・10%・8%・6%)することで、インセンティブを付与し、さらなる事業者活動を喚起し一層のごみの減量化・資源化及び地球にやさしい資源循環型社会の構築を目指しています。エコショップ認定店舗一覧については、市公式ホームページをご覧ください。

【認定基準】(スーパーマーケットの場合)

No	項目	評価点数
1	レジ袋を提供していない、又はレジ袋を有料化しており、かつバイオマス配合率25%以上のレジ袋等を提供している	2
2	紙パックの回収	5
3	アルミつき紙パックの回収	5
4	マルチパックの回収	5
5	食品トレイ(白色または有色)の回収	5
6	廃プラスチック容器(プラ製トレイ、又は玉子パック等)の回収	5
7	缶(アルミ・スチール)の回収	4
8	ペットボトルの回収	4
9	商品のばら売り、計り売り又は裸売りのいずれかでの販売	4
10	リターナブルびん商品を販売し、回収もしている	4
11	有料指定袋のばら売り 可燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	4
	有料指定袋のばら売り 不燃(5ℓ 10ℓ 20ℓ 40ℓ)	4
	有料指定袋のばら売り プラ(20ℓ)	4
12	詰替え商品の販売	3
13	環境配慮商品の販売	3
14	食品リサイクル(生ごみの堆肥化・飼料化・バイオガス化等)により、ごみの減量と資源化に努めている(廃油、魚のアラ等は2点のみ加点)	5
15	食品ロスの削減にとりくんでいる。	9
16	産業廃棄物(廃プラスチック類・その他不燃物等)の分別かつ古紙類(ダンボール、宣伝用チラシ、ポップ等)の分別を行っている	2
17	プラスチックの削減に努めている。	9
18	買物客に対して目のつきやすい場所での市の発行物(ごみ減量情報紙等)の掲示や置き場の設置	5
19	店舗独自の創意工夫でごみの減量と資源化に特に効果のあることを実施している	9

【エコショップのランク付けの一例(スーパーマーケット場合)】

	認定調査書の 評価点数の合計	多摩市ごみ有料指定袋 の販売手数料
スーパーエコショップ	81点以上	12%
エコショップⅠ	80点～66点	10%
エコショップⅡ	65点～51点	8%
一般店舗	50点以下	6%

※コンビニエンスストア、その他小売店では、評価点数に関する条件が異なります。

※販売手数料が大きい程、ごみ有料指定袋を販売した場合における店舗の利益が大きくなります。

施策 21：ごみの適正処理に向けた分別の徹底

取組み項目①	ごみの分別の徹底
(1)	ごみや資源の分別基準表、パンフレット、カレンダー等により、わかりやすいごみ・資源の分別を進める。(資源循環推進課)
(2)	廃棄物減量等推進員や市民団体等と連携して、地域のごみ問題に関する情報の収集や、取組みの周知、啓発事業等を進める。(資源循環推進課)
(3)	分別されたごみの適正処理を進め、衛生的な環境づくりを進める。(資源循環推進課)
令和4年度の実施内容	
ごみ減量情報紙「ACTA71号」や「ごみ・資源の収集カレンダー」を発行した他、スマートフォン用のごみ・資源分別アプリ等を活用した啓発や親子向けの事業のお知らせを行った。 また、廃棄物減量等推進員向けに各地域の情報共有会（ブロック会議）や清掃工場などの工場見学会を行った。	
令和4年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	ごみ適正処理に向けた取組については例年通りであったが、ごみ・資源分別アプリを使い啓発事業のお知らせを積極的に行った結果、申し込みなどの反応が直ぐに見られた。
今後の課題	家庭系ごみ、事業系ごみともに燃やせるごみの中に雑紙類などの資源物がまだ多く含まれているため、分別の徹底を行い、更にごみ減量を進める必要がある。資源分別アプリなどの反応が良いため積極的に活用したい。今後は、ペットボトルの「ボトル to ボトルリサイクル」を推進していくため、使用済みペットボトルの排出ルール徹底について啓発を行っていく。



ACTA71号 (表紙)



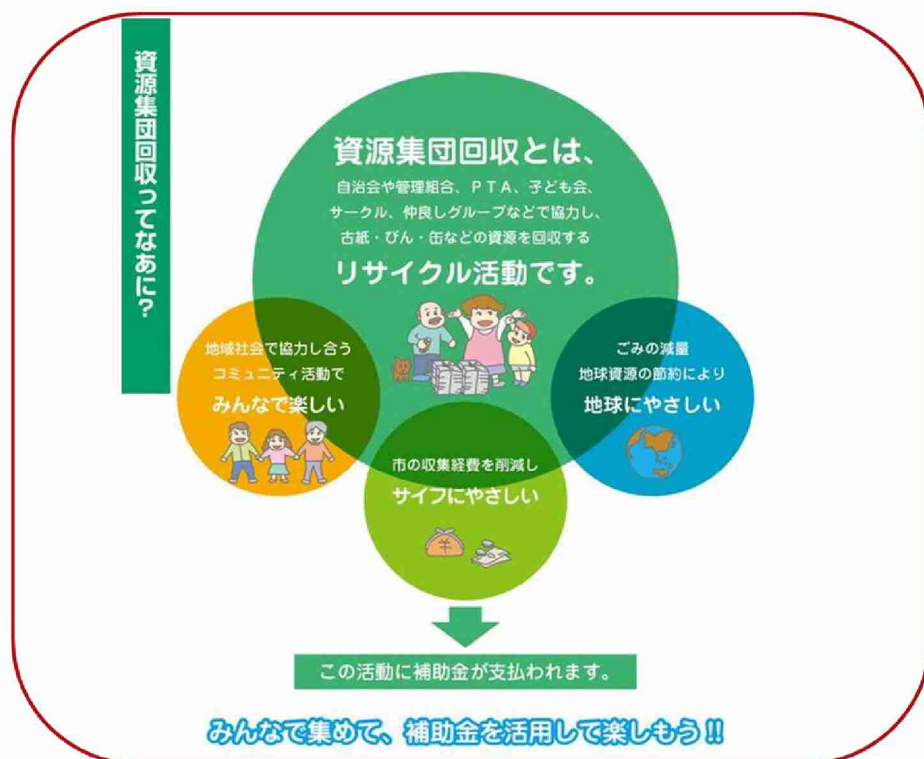
ごみ・資源の収集カレンダー

施策 22 : 資源の有効利用

取組み項目①	資源の有効利用
	(1) 回収された資源を適切に中間処理し、有効利用を進める。(資源循環推進課) (2) 多摩ニュータウン環境組合と連携し、粗大ごみの再利用や、多摩清掃工場における資源回収、リサイクルセンターとの連携を図る。(資源循環推進課) (3) 「多摩市グリーン購入推進方針」の理念に基づき、環境に配慮した物品等の購入に努めるとともに、その推進を図る。(関係課)
令和4年度の取組み内容	(1) 多摩市内からの年間資源排出量は、約6,512t(内、小型家電・金属類は144t)であり、令和3年度の6,676tから164t減少した。市民から排出された容器包装プラスチック等各種資源物は、エコプラザ多摩において中間処理を行い、有効活用を図る再資源化処理工場(リサイクラー)他へ搬出した〔6,361t〕。 (2) 多摩清掃工場内リサイクルセンターにて、粗大ごみとして排出された家具等を市民へ販売することにより、ごみの減量とリサイクル意識の向上を図った。令和4年度の家具類のリサイクル量は6.9tであった。また、多摩清掃工場にて収集した不燃ごみ・粗大ごみから金属等の有価物を選別し資源化を行った。 (3) 令和4年9月に「多摩市グリーン購入推進方針」及び「多摩市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行った。 用紙、文房具、事務用品におけるグリーン購入対象品目の内、グリーン購入できたものの割合であるグリーン購入達成率は95.8%だった。
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	(1) 令和3年度の小型家電・金属のリサイクル量と比較すると、▲16.5%減少した。 (2) 令和3年度の家具類のリサイクル量と比較すると、ほぼ横ばいの状況であった。 (3) 令和4年度は国や都の動向を踏まえ「多摩市グリーン購入推進方針」「多摩市グリーン購入ガイドライン」の内容を更新した。市役所で多く使用する窓付き封筒の素材について、わざわざ分解して処理しなくて済むように、グラシン紙製のものを購入するように追加した。グリーン購入達成率は令和3年度の95.8%から横ばいであり、平成26年度以降95%を超える高い割合を占めている。
今後の課題	(1) 市民のPETボトル排出において、飲み残しやキャップ、ラベルが付いているものが多いため、リサイクルレベルを高めるため、適正な排出についてさらなる啓発を行う。 (2) 引続き、多摩ニュータウン環境組合、リサイクルセンターと連携し、資源の有効利用を推進する。 (3) 地球温暖化対策は喫緊の課題であり、今後もプラスチック利用方針等の社会経済情勢、国や東京都の動向を踏まえ、市でも温暖化対策に資する計画や方針を策定・更新していく予定である。そのため、毎年度、最新の計画・方針等に沿った対象品目等の更新を随時行っていくことが必要である。

取組み項目②	焼却灰の再利用
(1) ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用し、ごみの埋立量を減らす。(資源循環推進課)	
令和4年度の取組み内容	
東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設において、焼却灰をエコセメント化し、コンクリートやコンクリート製二次製品として再利用している。令和4年度の多摩市からのごみ焼却灰の搬出量は2,793tであった。平成27年度以降最終処分量(埋立量)は0tを継続している。	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】令和3年度と同様に、ごみの焼却灰をエコセメントとして再利用した。	
今後の課題	
今後もごみの焼却灰をエコセメント化し、ごみ埋め立て量ゼロを維持するため、老朽化に伴うエコセメント化施設の更新工事について、組織団体として東京たま広域資源循環組合に必要な協力を行います。	

取組み項目③	リサイクル活動の支援
(1) 資源集団回収等、地域でのリサイクル活動を支援する。(資源循環推進課)	
令和4年度の取組み内容	
回収量は2,973,469kgとなり、前年比で68,258kg減少した。新聞購読世帯の減少により新聞の回収量が大きく減少したが、これは全国的な傾向である。コロナウィルスの感染拡大により、回収が止まっていた古布類についても、多くの団体で回収が再開したが、コロナ禍前の水準には至っていない。	
登録団体数については、7団体が高齢化等に伴い登録解除となり、新規で3団体が登録となったため、全体で4団体の減少となった。	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】登録団体がほぼ横ばいのため。	
今後の課題	
引き続き、資源集団回収事業を推進するため啓発を行い、総ごみ量の削減と資源化率の向上につなげる。新築マンション管理組合等に取組みを始めてもらえるよう時期を捉えた働きかけが必要である。	



施策 23 : 生ごみのリサイクルの推進

取組み項目	生ごみ堆肥化の促進
<p>(1) 生ごみの自家処理施策として生ごみの堆肥化の取組みに対し、適切な支援を行う。 (資源循環推進課)</p>	
令和4年度の取組み内容	
<p>引き続き非電動式生ごみ処理機器の補助金、ダンボールコンポストの使い方相談会（サロン）を実施し、生ごみ堆肥化の取組みへ支援を行った。また、より多くの市民へダンボールコンポストを周知するため、1年間のダンボールコンポストモニターの募集を個人と団体両方に対して行った。</p>	
令和4年度の取組み内容の評価	
<p>↑取組みが前進した</p>	
<p>【理由】 令和3年度に好評であったダンボールコンポストモニターを個人だけでなく、団体も対象とし募集を行い、より多くの方へ啓発・周知を行った。モニターの募集世帯については募集枠上限まで集まらなかったが、2団体からの募集があるなど、対象を広げて啓発を行うことができた。 また、定期的を開催してるサロン（相談会）には初めて使用する人だけでなく、使用を始めた方からの相談も多くあり、継続して生ごみのリサイクルに取り組む支援となっている。</p>	
今後の課題	
<p>生ごみ処理機器等の補助制度を活用した取組みの拡大と、継続的に取り組むことのできる仕組みづくり、またそれを広めるための広報が必要である。</p>	

施策 24：省エネルギーの推進

取組み項目①	省エネルギーの実践
<p>(1) 「多摩市地球温暖化対策実行計画」の中間見直しを踏まえた公共施設における省エネルギーを推進し、温室効果ガスの削減に努める。(環境政策課)</p> <p>(2) 家庭でできる省エネルギーの紹介や相談など、市民への情報提供や普及啓発を行う。(環境政策課)</p> <p>(3) 地球温暖化対策や省エネルギー対策に関する関係法令・制度の情報提供に努める。(環境政策課)</p>	
<p>令和4年度取組み内容</p>	
<p>(1) 「第二次多摩市地球温暖化対策実行計画【公共施設編】」(以下「実行計画」という。)に基づき、日常的に実践する基礎的取組みとして公共施設の室内温度を夏季は 28℃、冬季は 19℃目安となるよう空調機器の適正な使用等を推進した。また、令和 2 年度から3ヶ年で行うエコチューニング事業について、最終年度の令和4年度は各庁舎のエネルギー使用量の調査に加え、施設の管理マニュアルである「管理標準」を作成した。ほかにも省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金を実施した。(エアコン 112 件、冷蔵庫 359 件計 471 件)</p> <p>(2) 夏の省エネルギー対策の取組みとして、主に家庭での電気使用量を削減するため、以下の事業により、市民への普及啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市版クールシェア〔協賛店舗〕店舗 109、〔参加者数〕 9,866 人以上 <p>家庭でのエアコン等の使用を減らし、みんなで一つの場所に集まることで省エネルギーを実践するとともに、家からまちに出掛けて楽しく過ごそうという行動がクールシェアで、地球温暖化を防止するために、低炭素なライフスタイルへ転換する取組みの一つである。このクールシェアの多摩市版として、令和 4 年 7 月 23 日～8 月 31 日で、市内事業者のみなさんからの賛同と参加市民への来店特典の提供をいただき、家庭や地域で無理なく楽しみながらお得にできる省エネを推進した。</p> <p>(3) 市の地球温暖化対策及び省エネルギーに関する取組みなどを、たま広報・市公式ホームページへの掲載により情報提供を行ったほか、国や東京都の取組みについても市公式ホームページに掲載し市民への周知に努めた。また、図書館本館にて2ヵ月に渡って企画展示を行い、気候危機の共有に努めた。</p>	
<p>令和4年度取組み内容の評価</p>	
<p>↑取組みが前進した</p>	
<p>【理由】</p> <p>(1) 市の事務事業に伴うエネルギー使用量について、令和4年度は実行計画の基準年度(22年度)と比較して、電気は28%減少したものの、都市ガスについては4%増加となった。また令和3年度と比較して電気、都市ガスともに、それぞれ14%、2%増加した。令和3年度は、令和2年度に引き続いて新型コロナウイルス感染症による公共施設の開庁時間短縮や休館等の措置があったため、例年よりエネルギー使用量が減少していたためである。エネルギー使用等に伴い発生した令和4年度の温室効果ガス排出量は約8,875t-CO₂で、実行計画の目標値である約11,080t-CO₂に対して約2,205t-CO₂減少し、引き続き目標を達成した。エコチューニング事業では、多摩市庁舎の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、エネルギー管理標準を作成した。また、令和3年度に引き続いて職員向けの環境啓発も実施した。省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金の事業周知については、たま広報やホームページ、ミニバスや公共施設へのポスター配布、自治会管理組合へのちらし配布など幅広くおこなった。好評につき当初の予定より予算額を増やして申請受付をした。</p> <p>(2) 多摩市版クールシェアを実施した。参加者数も前回(令和元年度)より増加した。</p> <p>(3) 引き続き、たま広報や市公式ホームページへの掲載による情報提供・周知を実施した。「いま、『省エネ』に取り組む」というテーマで実施した図書館本館での企画展示についても、コーナーパネルを設置し、市民の興味を引くことができた。</p>	

今後の課題

- (1) エネルギー使用量は昨年度に引き続き、実行計画の目標値である二酸化炭素排出量に達した。令和5年度には「第三次多摩市地球温暖化対策実行計画」を策定予定のため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて、より具体的な目標値を定めていく。
また、公共施設の省エネルギーについては電力需給ひっ迫の観点からも継続して行うことが必須であるため、職員啓発についても継続して行っていく。
省エネエアコン及び冷蔵庫買換促進補助金については、令和5年度も厳しい電力需給が想定され、省エネルギー対策を一層加速していくことが必要のため市内家庭における省エネ対策の取組みとして、夏季の省エネ家電への買換えを補助する。
- (2) 多摩市版クールシェアについて、3年ぶりに令和4年度は実施したがコロナ禍で店舗の閉店やクーポン等のオンライン化が進み、参加店舗の入れ替わりが目立った。紙媒体で今後も続けていくのかを検討する時期になっている。また、参加者の年齢に偏りがあるため幅広い層へも利用してもらえるよう令和5年度以降も事業形態や周知方法について検討していく。
- (3) 国や東京都等で行う取組みを含めると、情報量や啓発物はかなり多くなる。配布した啓発物の反響や効果等を踏まえながら、ホームページやたま広報など様々な媒体を使用し市民の方への周知を行っていく。

多摩市版クールシェア

5多摩市
くらしのたまご

クールシェア2022 パスポート

熱中症予防にひと涼み

実施期間
7/23(土)
8/31(水)

Cool Share

クールシェアってなに？

夏の日中、電気使用量の半分はエアコンの使用によるものです。しかし、暑い夏場はエアコンをはじめとした冷房器具の使用は避けられません。そこで、多摩市では夏の省エネの一つとして「みんなで一つの場所に集まって“涼”をシェア。する」ことで電気使用量の削減を推進しています。この夏、電力ひっ迫が懸念されています。省エネ・節電に取り組みましょう。
多摩市版クールシェア2022では、市内事業者様から賛同と来店特典を提供いただき、市民の皆さんがお得に楽しく省エネ活動をしていただける取り組みとなっております。

使い方

本パスポートを利用する場合	電子版を利用する場合
本パスポートまたは最終面の左下カードサイズの「クールシェア 2022 パスポート」を切り取って、来店時にお店のスタッフに提示してください。	●右記の二次元コードを読み取り ●来店時に「クールシェアパスポート」の画面をお店のスタッフに提示してください。

下記ショッピングセンターにてエコグッズを配布しています。
各ショッピングセンターにてお買い物し、環境に配慮したイベントに参加した方にもれなく配布中です。

ココリア多摩センター グリナード永山 聖蹟桜ヶ丘オーバ

詳しくは [多摩市 クールシェア](#)

この印刷物は、多摩市グリーン購入ガイドラインに基づき、環境に与える負荷ができるだけ小さい紙を使用しています。

多摩市環境政策課 ☎042-338-6831

多摩市材でつくられたかな
[たまご]

取組み項目②	省エネルギー型の設備や機器の導入
<p>(1) 公共施設の空調や照明等に、省エネルギー効果の高い設備や機器の導入を推進する。 (施設保全課、道路交通課、総務契約課)</p>	
令和4年度の実施内容	
<p>公共施設の工事において照明設備のLED器具の導入を行った。(施設保全課)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事 ・ 和田中学校改修に伴う電気設備工事 ・ 多摩市立中央図書館建設に伴う電気設備工事 ・ 関戸公民館電気設備改修工事 ・ 鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事 ・ 連光寺複合施設改修に伴う電気設備工事 	
<p>公共施設の工事において高効率タイプの空調機器の導入を行った。(施設保全課)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛宕南学童クラブ空調設備改修工事 ・ 落合中学校空気調和設備改修工事 ・ 多摩第三小学校・東愛宕中学校普通教室空調機設置工事 ・ 関戸公民館機械設備改修工事 ・ 連光寺複合施設改修に伴う機械設備工事 ・ 多摩市立中央図書館建設に伴う空気調和設備工事 ・ 和田中学校改修に伴う空気調和設備工事 ・ 鶴牧・落合・南野コミュニティセンター改修に伴う空気調和設備工事 	
<p>平成 29 年度から街路灯のLED化を図り、省エネルギー化を推進するため、街路灯の改修に係る設計、施工、維持保全に要する費用の額以上の削減を保証した事業者に、当該設計等を包括委託するESCO事業を導入した。平成 29 年度は、ナトリウム灯以外の街路灯についてLED化工事を行った。平成 30 年度からはESCO事業者による維持管理業務を開始した。契約期間は令和 10 年 3 月 31 日まで。令和4年度はナトリウム灯 99 基についてLED化工事を行った。(道路交通課)</p>	
<p>本庁舎においては、廊下等の照明を間引き点灯で運用した。昼休みの必要ない執務室の照明を消灯させ、また空調設備の稼働時間の短縮、電力ひっ迫時にはエレベーターを一台稼働停止とした。今後も、省エネルギーのより効果的な運用について、環境政策課と連携していく。(総務契約課)</p>	
令和4年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】	
<p>(1) 省エネルギー効果の高い設備の導入が進んだため。(施設保全課) 令和4年度に行ったLED化工事により、LED化率96%。(道路交通課) 取組み内容を行うことにより、一部庁舎の利便性が低下したが電力の節電に大きく貢献をした。 (総務契約課)</p>	
今後の課題	
<p>(1) 脱炭素を実現するために積極的に進めていく。(施設保全課) 街路灯柱等に係る更新を今後どのように行っていくか課題となる。(道路交通課) 本庁舎建替え計画を踏まえながら第二庁舎・第三庁舎・東庁舎・各会議室棟の老朽化に伴う空調機等の更新に合わせた省エネルギー効果の高い設備・機器の導入を検討する。(総務契約課)</p>	

取組み項目③	みどりによる省エネルギー活動の推進
(1) 公共施設での緑化や、グリーンカーテンづくりを推進する。(環境政策課)	
令和4年度の取組み内容	
<p>教育委員会と協働で行う「グリーンカーテン事業」として、市内の小中学校にゴーヤの種を配付してグリーンカーテンを行うとともに、育てたゴーヤの苗をグリーンカーテンの育成・設置を希望する公共施設へ配布し、公共施設におけるグリーンカーテンづくりの推進を図った。</p> <p>〔種配布数〕150袋(小中学校・公共施設合計、1袋約60粒入)</p> <p>〔小中学校・環境政策課から公共施設への苗配布数〕178本</p> <p>平成28年度から実施している環境出前授業(農業委員を講師として招いてグリーンカーテン作り等を教えていただく)について、令和4年度は連光寺小学校、南鶴牧小学校の2校で実施した。また、実施校以外にも、種と共にグリーンカーテン作りのマニュアルや、新聞紙で作る苗ポットの作り方を配布した。</p>	
令和4年度の取組み内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】	
<p>4人体制(1クラス1名対応)で地球温暖化対策や堆肥づくりの講義、種まき、苗植え、堆肥づくりの授業を実施した。</p> <p>また、コミュニティセンターや学童など、数多くの公共施設でもグリーンカーテンの栽培が継続実施されている。</p>	
今後の課題	
<p>グリーンカーテンの出前授業については、市内小中学校から数多く手を挙げてもらっているが、種まきや苗植えなどの時期が限定されることもあり、希望する全学校で実施できていない現状にあるため、マニュアルを配布することで栽培のサポートを行っている。</p> <p>栽培のサポートだけでなく、グリーンカーテンによる具体的な省エネルギー効果や地球温暖化対策についても、分かりやすく啓発する必要がある。</p>	

南鶴牧小学校での授業の様子

前年度に引き続き、南鶴牧小学校では種まき、苗植え、堆肥づくりを行いました。令和3年度に仕込んだ堆肥がよく発酵していたため、令和5年度の出前授業実施校に提供していただく予定です。



苗 植 え



グ リ ー ン カ ー テ ン



堆 肥 切 り 返 し 作 業

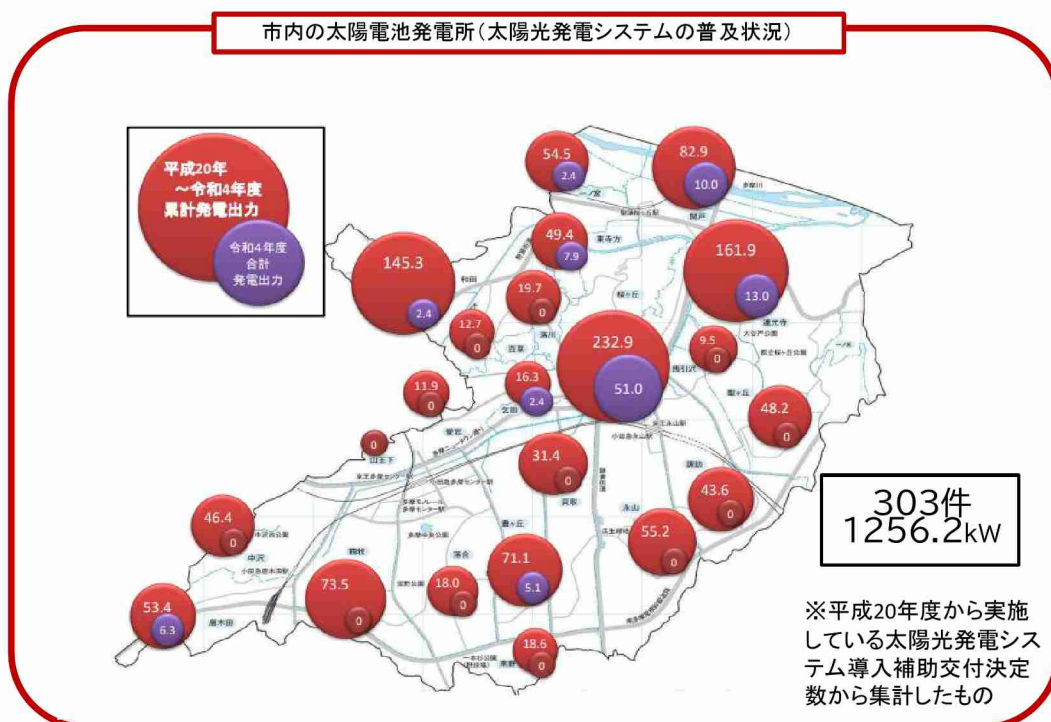
取組み項目④	水素エネルギー利活用の推進
(1) 水素社会実現に向け、燃料電池コージェネレーションシステムや燃料電池自動車などの普及啓発を推進する。(環境政策課)	
令和4年度の実施内容	
令和3年1月に購入した燃料電池自動車について、令和4年7月に多摩センターで行われた市制50周年イベントにおいて、展示とミストへの給電を行った。また、テレビ局より取材を受け、燃料電池自動車と外部給電器の紹介をおこなった。今後も議長車として活用していくほか、外部給電器を用いた非常用電源としての啓発を実施していく。	
令和4年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 燃料電池自動車を用いた啓発については、上記イベント以外にも資源循環推進課が多摩ニュータウン環境組合主催の「たまかんフェスタ」にて展示を行った。 テレビ局の取材については、市のホームページの燃料電池車紹介を見て問合せをしたとのことだったので、ホームページでの普及啓発も一定の効果があるものと考えられる。	
今後の課題	
水素ステーションが市内に出来たこともあり、燃料電池自動車や燃料電池バスを見かける機会が増えてきているが、市民にとっては水素エネルギーはまだ身近な存在とは言い難い。引き続き、燃料電池自動車を用いて水素エネルギー利用の周知啓発を行っていくほか、小中学生に向けて出前授業という形で燃料電池自動車や外部給電器を知る機会をつくっていく。	



施策 24③「市制 50 周年イベントでの燃料電池自動車の展示」

施策 25 : 再生可能エネルギーの推進

取組み項目①	再生可能エネルギーの導入促進
<p>(1) 公共施設の改修に併せて、太陽光発電等の 再生可能エネルギーの導入に努める。(施設保全課)</p> <p>(2) 太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの情報提供や普及啓発活動を行う。(環境政策課)</p>	
令和4年度の取組み内容	
<p>(1) 多摩市立中央図書館建設工事に伴う電気設備工事(新築)にて、太陽光発電設備42.75kWを 設置した。(施設保全課)</p> <p>(2) 家庭向けの脱炭素化への取組みとして、住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金を一 部増額して行った。(環境政策課)</p>	
令和4年度の取組み内容の評価	
<p>↑取組みが前進した</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 多摩市立中央図書館建設工事への太陽光発電設備導入が進んだため。(施設保全課)</p> <p>(2) 住宅用太陽光発電システムを含む創エネ省エネ補助金について、補助メニューと補助金額の見直し を行った。市内にある業者を利用した場合に補助額を増額する市内事業者優遇を開始した。創エネ ルギー省エネルギーの普及の後押しだけでなく、コロナ禍で停滞する市内経済の活性化も兼ねてい る。この制度の開始に伴い、市内事業者向けに説明会を実施し、市の補助事業だけでなく、併用可 能な国・都の補助金についても情報提供をおこなった。 事業周知については、たま広報やホームページ、ミニバスや公共施設へのポスター配布、自治会管 理組合へのちらし配布など幅広くおこなった。 太陽光発電システムの申請件数は令和3年度の12件から23件と大幅に増加した。下図のとおり 、補助金を交付した市内の家庭の発電量は、平成20年度からの累計で303件・1256.2kW となり、メガソーラー級となってきている。(環境政策課)</p>	
今後の課題	
<p>(1) 公共施設への太陽光発電設備設置は、建物の耐荷重を考慮しつつ、導入を検討する必要がある。導 入は、環境推進本部会議の決定による。(施設保全課)</p> <p>(2) 市内事業者への情報提供を今後も継続して行っていく必要がある。また、市民に向けても市の事業 は勿論、併用可能な国・都の補助金制度の周知をわかりやすい形で積極的に発信していく。(環境 政策課)</p>	



取組み項目② ごみ焼却の余熱利用の推進

(1) 多摩ニュータウン環境組合と協力して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進める。
(資源循環推進課)

令和4年度の実施内容

ごみの焼却により発生した廃熱により蒸気タービン発電機で発電し、その電力で清掃工場内の電力使用をまかない、余った電力を特定規模電気事業者（PPS）に売電した。また、余熱を総合福祉センター及びアクアブルー多摩（温水プール）へ供給した。

余熱利用	R2 年度	R3 年度	R4 年度	単位
熱供給量（3ケ年）	7,309	13,355	16,457	G j
売電電力量（3ケ年）	13,920,132	13,212,856	15,076,500	kWh

令和4年度の実施内容の評価

↑ 取組みが前進した

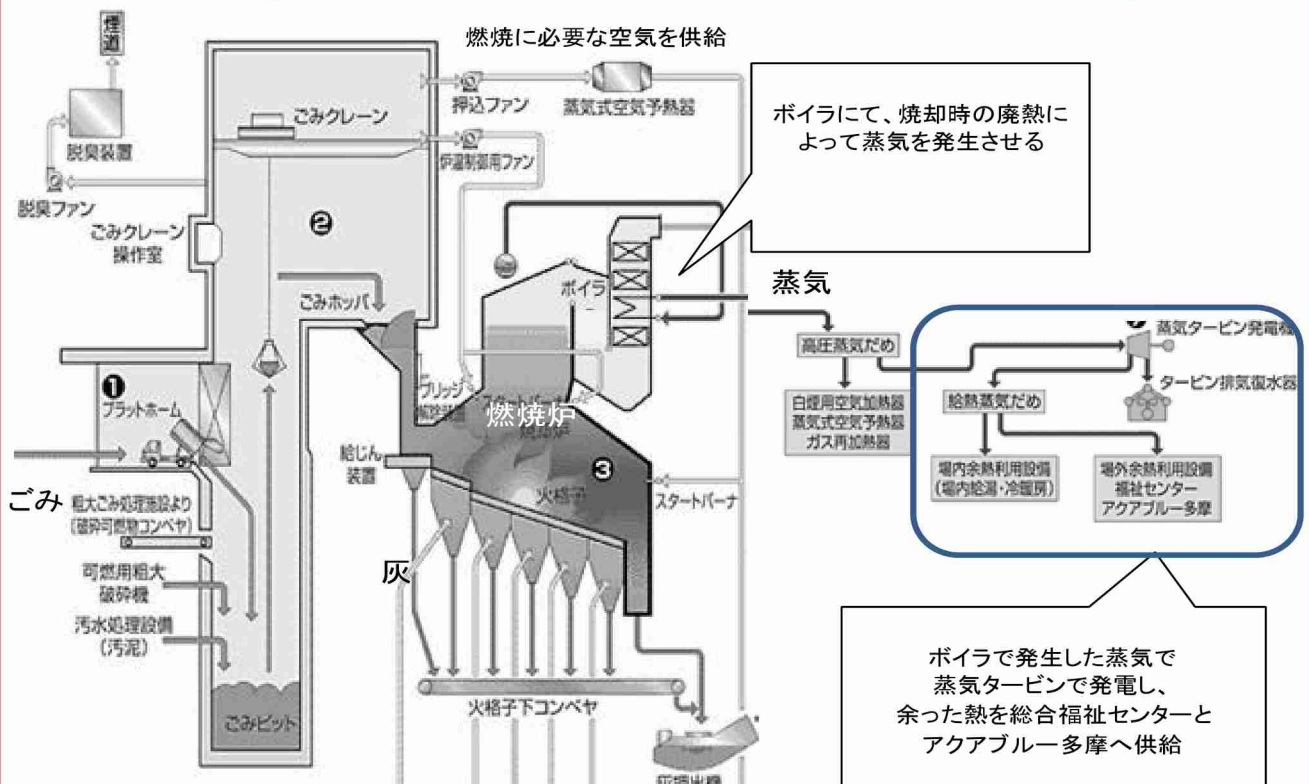
【理由】

令和4年度は3年度に比べて稼働日数も多く焼却量も増加し、アクアブルー多摩が令和4年の8月より従来の営業時間に戻ったため、供給量が増加した。売電電力量も焼却量が増えたことで令和3年よりも増加した。

今後の課題

ごみの資源化・減量が進んでいるため、焼却ごみ量が減少化する傾向にある中で、安定的な熱供給の確保が課題となっている。

焼却施設イメージ図（多摩ニュータウン環境組合ホームページより引用）



施策 26：雨水地下浸透の推進

取組み項目	雨水地下浸透の推進
	<p>(1) 歩道や公園に透水性舗装を施したり、公共施設に地下浸透施設を設置し、雨水の地下浸透を図る。 (道路交通課、公園緑地課、施設保全課)</p> <p>(2) 市民や事業者が、雨水地下浸透施設を導入する際に、適切な指導を行う。(下水道課)</p>
	<p>令和4年度の取組み内容</p> <p>(1) 雨水浸透手法の一つとして透水性舗装の活用を検討している。実際に市道 1-27 号線の整備にあたり、透水性舗装を採用した。(道路交通課) 諏訪第 5 公園改修にあたり、園路舗装を透水性舗装にし、雨水排水経路に浸透ますを設置した。 (公園緑地課) 公共施設の工事において雨水地下浸透を推進した。(施設保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連光寺複合施設改修工事(駐車場を透水性アスファルト舗装で施工) ・多摩市立中央図書館建設工事(建物周囲に浸透柵・浸透トレンチを設置、主出入口を浸透性レンガブロックで施工) <p>(2) 開発行為及び街づくり条例に基づく協議があった場合、雨水地下浸透施設を設けるよう適切な指導を行うとともに、宅内雨水排水設備について相談があった場合に、雨水排水設備の設置が可能な箇所については、できるだけ雨水浸透ますを設置してもらうよう指導した。(下水道課)</p>
	<p>令和4年度の取組み内容の評価</p> <p>↑取組みが前進した</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 透水性舗装の導入は現場の特性によるところであるが、活用方針は従前と変わらないため。(道路交通課) もともとは土系舗装であったため、浸透量は大きく変化していないと考える。(公園緑地課) 施設への導入が進んだため。(施設保全課)</p> <p>(2) 下水道課への申請等に対して指導・助言を行い、雨水地下浸透施設は開発行為 17 件分、宅内雨水浸透ますは排水設備 247 件分の設置結果が得られた。これにより気候変動の適応策を推進した。 (下水道課)</p>
	<p>今後の課題</p> <p>(1) 一般的な舗装に比べるとコスト高になる。なお、透水機能を維持するためには、定期的なメンテナンスが必用である(透水するための隙間が目詰まりする等の性能低下が生じる)。(道路交通課) 透水性のアスファルト舗装の場合は、一般舗装と比較して施工単価が高く、定期的な清掃等の維持管理コストが増え、透水機能の持続が難しいのが課題として挙げられる。街区公園の場合は、アスファルト舗装自体が余り無いため、現況に合わせた復旧の方がコストは下がると考える。(公園緑地課) 近年の豪雨対策が求められている中、市雨水対策基準の見直しが行われた場合には、市基準に準じた浸透柵や浸透トレンチ設置などによる対策手法を検討する。(施設保全課)</p> <p>(2) 近年増加する豪雨への対策として、流域対策の見直しなど、浸水被害軽減に向けた取組みが必要となっている。(下水道課)</p>

施策 26
「雨水地下浸透の推進 ～市道 1-27 号線～」



施策 27：雨水貯留の推進と水の有効利用

取組み項目	雨水貯留施設の導入と活用
	(1) ①公共施設において雨水貯留施設の導入を図る。(施設保全課) ②雨水貯留の推進と水の有効利用について、市民の取組みを支援する(下水道課) (2) 貯留した雨水を、災害時の防火用水や水やり・打ち水などに活用する。(施設管理所管課)
令和4年度の取組み内容	(1) ①公共施設の工事において雨水貯留タンク(200L)の導入を行った。(施設保全課) <ul style="list-style-type: none"> ・連光寺複合施設改修に伴う機械設備工事 ・和田中学校改修に伴う給排水衛生設備工事 ②雨水貯留施設の補助制度等については、以前より多摩市公式ホームページによる啓発の案内を行っていた。平成28年度よりホームページ以外の取組として、たま広報での案内を行い、平成29年度以降は啓発の案内を年2回に増やした。また、令和2年度以降は、市内にチラシを配布し、その中で雨水貯留施設の補助制度を掲載した。(下水道課) (2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通り活用した。
令和4年度の取組み内容の評価	<div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">↑取組みが前進した</div> 【理由】 (1) ①施設への導入が進んだため。(施設保全課) (2) 例年と同様に雨水貯留槽購入費補助金に関する周知を行った。補助申請件数は前年度に比べ6件増加し、13件となった。(下水道課) (2) 雨水貯留施設が導入されている公共施設において、従来通りの使用用途に留まった。
今後の課題	今後、市基準に準じた雨水貯留施設などの設置が必要となった場合は、設置内容などを含め対策手法を検討する。(施設保全課) 浸水被害の防止・軽減を目的とした流域治水(雨水の貯留・浸透)について重要性が高まっており、より効率的な対策についても検討していく必要が有る(下水道課)

施策 28 : 自動車排出ガスの削減

取組み項目	環境にやさしい自動車利用の推進
	(1) 低公害車・低燃費車等の環境にやさしい庁用車の導入を計画的に進める。(総務契約課)
令和4年度の実施内容	<p>車両の入替に伴い、低公害車・低燃費車を導入した。</p> <p>平成27年度燃費基準25%向上達成車3台を導入</p> <p>平成27年度燃費基準15%向上達成車2台を導入</p>
令和4年度の実施内容の評価	
	↑ 取組みが前進した
【理由】	環境にやさしい庁用車の導入を推進したため。
今後の課題	平成30年度から4年間は補助金等を活用しながら、環境にやさしい自動車への入替を行った。今後も環境配慮の観点から、全庁用車に占めるクリーンエネルギー自動車の割合の向上のため、引き続き環境にやさしい車両の導入を検討する。

施策 29 : 公共交通・自転車利用の促進

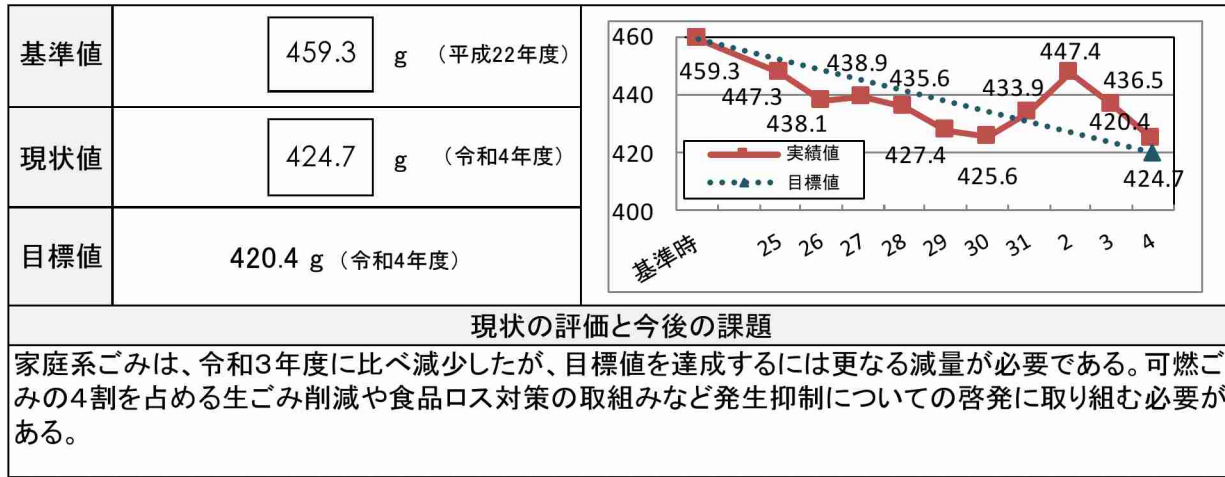
取組み項目①	公共交通利用の推進
	(1) より便利で利用しやすい公共交通体系の実現に向け、事業者への改善要請を行う。 (交通対策担当)
令和4年度 of 取組み内容	令和2年3月に策定した「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づき、令和2年度に実施を予定していた実証実験については、新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況等を鑑み、その実施を延期としていたが、感染拡大が終息しているとは言えないため、令和4年度についても延期することにした。
令和4年度 of 取組み内容 of 評価	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、取組みの縮小・延期・中止等をせざるを得なかった
【理由】	「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づき市内の一部地域でワンボックス車両を運行させる実証実験を行う予定であったが、コロナ禍中ではデータの収集が適切に行えるとは言えない状況が継続したため、実施を再延期せざるを得なくなった。
今後の課題	ポストコロナと言われる社会状況を踏まえて、「多摩市地域公共交通再編実施計画」に基づく実証実験の実施等の検討を行っていく。

取組み項目②	自転車・徒歩による健康増進
	(1) 自転車歩行者専用道や自転車レーン、駐輪場の整備など自転車を利用しやすい交通体系づくりを検討する。(交通対策担当)
令和4年度 of 取組み内容	市内駐輪場にて、自転車利用者に対するマナーアップ事業を実施し、自転車を利用しやすい交通体系づくりを推進した。
令和4年度 of 取組み内容 of 評価	→これまでと変わらない
【理由】	自転車利用者に対するマナーアップ事業は例年継続的に実施している事業であり、自転車ナビマークの新規設置箇所等はなかったため。
今後の課題	唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。

地球環境分野における管理指標の状況

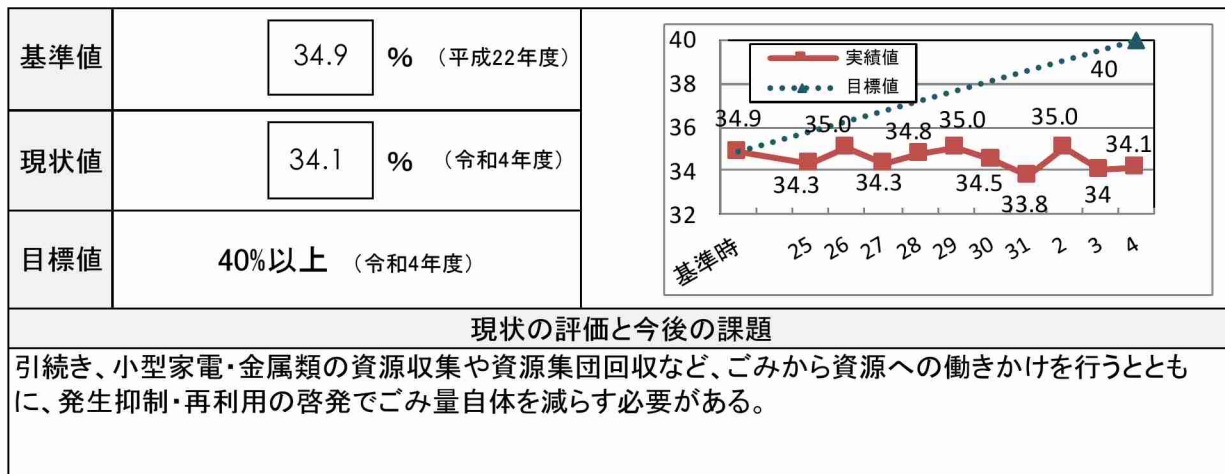
① 家庭系ごみ排出量（市民 1 人1日あたり）（資源循環推進課課）

家庭からの1人1日あたりのごみ排出量を把握し、市民の、ごみの減量や資源の有効利用の取組み状況を把握します。
平成20年度に実施したごみの有料袋による収集以降、一定の減少傾向が見られますが、更なる減量をめざします。



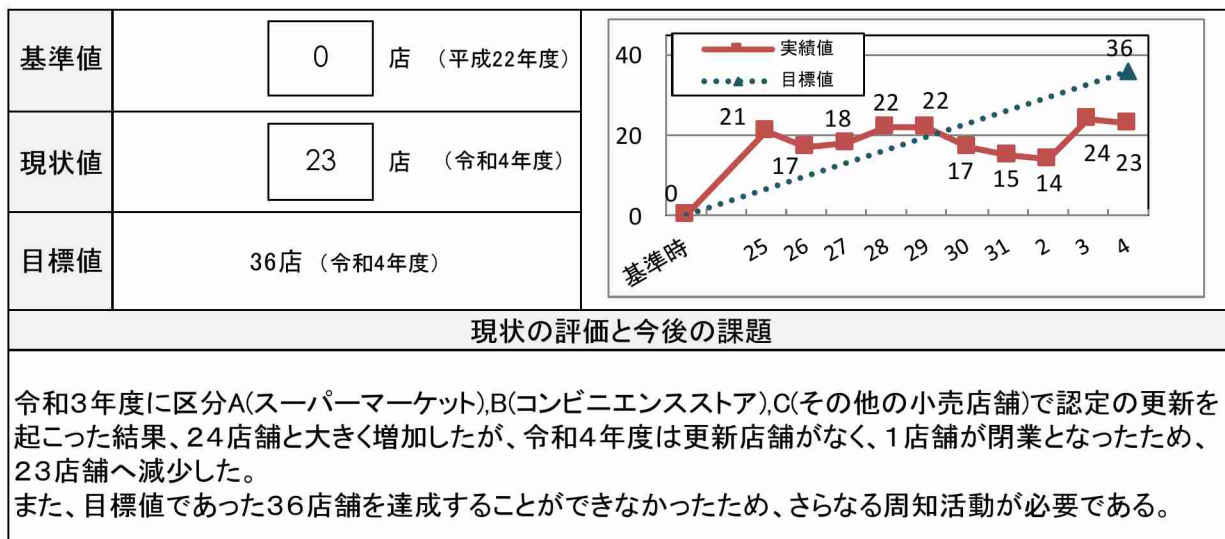
② 再生利用率（資源循環推進課課）

ごみの総発生量に占める総再生利用量の割合を把握し、市全体の資源の有効利用の取組み状況を把握します。



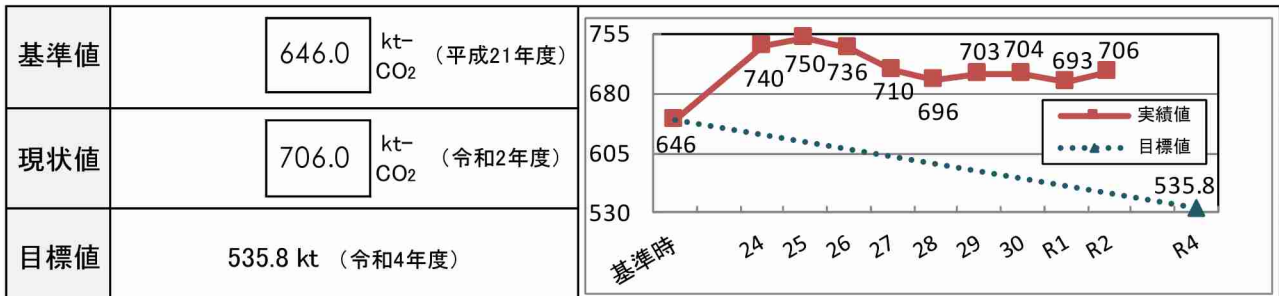
③ スーパーエコショップ認定店舗の数（資源循環推進課課）

エコショップ認定に申請のあった店舗の中から、環境に配慮した活動に積極的に取り組んでいる店舗を、スーパーエコショップとして認定しています。



④市内の二酸化炭素（CO₂）排出量（環境政策課）

京都議定書では、2012年までに1999年比マイナス6%が我が国の目標ですが、多摩市の1999年排出量は、570,000t-CO₂で、現状は増えています。まずは、1999年比マイナス6%を2021年度の目標として設定し、削減に取り組めます。



現状の評価と今後の課題

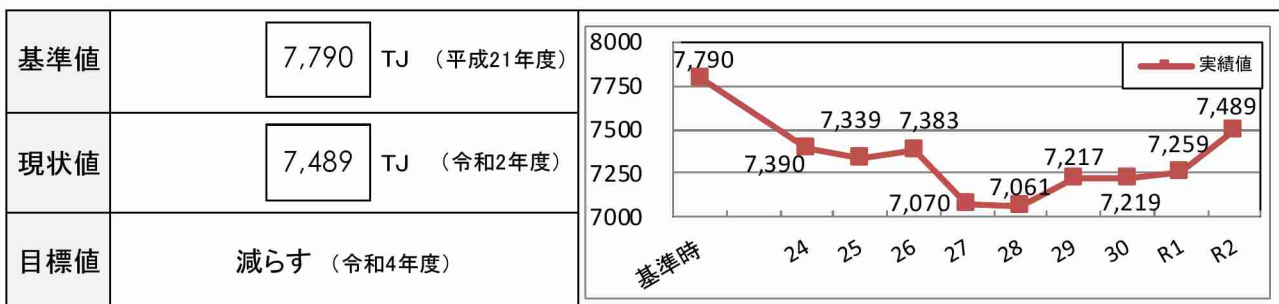
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度は706kt-CO₂と、令和元年度の693kt-CO₂から増加し、ここ数年横ばい傾向が続いている。

二酸化炭素排出量は、大きく「民生部門」、「産業部門」、「運輸部門」、「廃棄物部門」の4つの部門に分けて算定される。部門別の状況では、活動自粛の影響で自動車走行台数が減ったことにより、運輸部門が減少傾向であった。

二酸化炭素排出量総量のうち約80%という高い排出量を占めている民生部門については、さらに家庭部門と業務部門とに分かれている。家庭部門では昨年度に比べて7kt-CO₂増加した。これは休校や在宅勤務へのシフトなど在宅時間が増加していることが要因であると推察される。業務部門では4kt-CO₂増加した。大型小売店やサービス業では営業時間短縮により減少していたが、事務所ビルが11kt-CO₂と大幅に令和3年度のデータも引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値になることが予測されるので、その変動に注視すると共に、引き続き市民や市内事業者向けの省エネ啓発を推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めていく。

⑤市内のエネルギー使用量（環境政策課）

省エネルギー推進及び再生可能エネルギー活用への取り組みの効果を表すものとして、二酸化炭素（CO₂）排出量と相関関係にあるエネルギー使用量を示し、さらなる削減に取り組めます。



現状の評価と今後の課題

令和2年度は7,489TJとなり、令和元年度の7,259TJと比べて230TJ増加した。

エネルギー使用量については、大きく「民生部門」、「産業部門」、「運輸部門」の3つの部門に分けて算定される。令和2年度は運輸部門が減少したものの、民生部門、産業部門では増加している状況である。

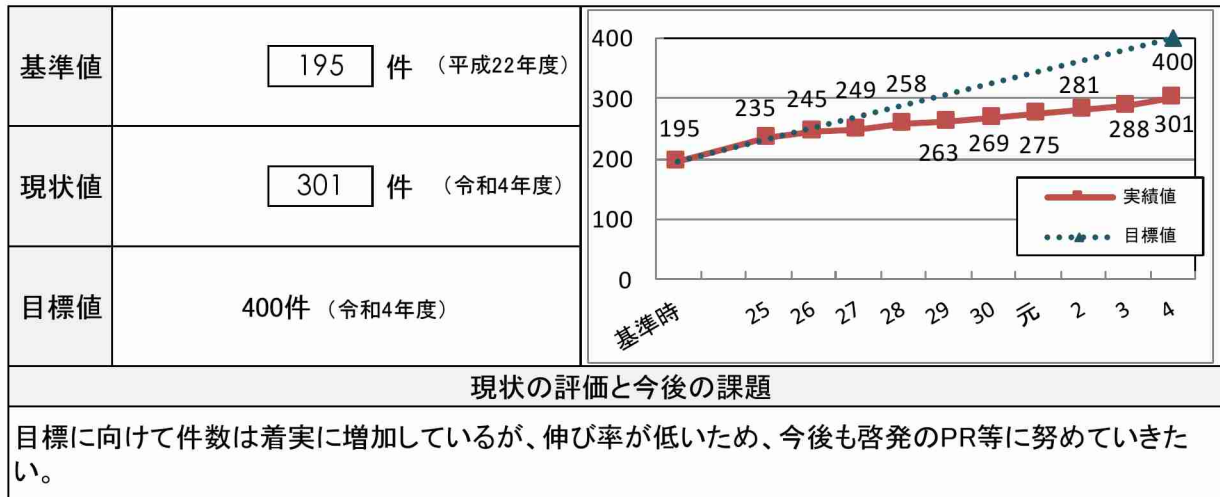
最もエネルギー消費量が多い民生部門では、令和元年度の5,636TJから220TJ増加しており、その内訳は家庭部門で129TJの増加、業務部門で92TJの増加となっている。家庭部門については二酸化炭素排出量同様、コロナ禍における在宅時間の増加が影響しているものと考えられる。

また、産業部門では令和元年度の264TJから144TJ減少しており、その内訳は農業・水産業は2TJの減少、製造業はほぼ横ばい、建設業は55TJと増加している。建設業については、市内における大規模工事の有無に影響されるものと考えられる。

今後も、全体の8割近くを占める民生部門への省エネ活動の啓発と有効的な後押しについて検討し、積極的に削減に向けての取り組みを推進していく。

⑥雨水貯留槽設置件数（下水道課）

雨水の有効利用の推進状況を把握するために、雨水貯留槽設置件数を確認します。



⑦ミニバス利用者数（交通対策担当）

環境負荷軽減のための公共交通の利用推進効果を確認するため、ミニバスの年間利用者数を把握します。

